

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市中京区西ノ京北小路町地内				
路線名又は河川名等					
工事名	道路整備工事（西ノ京経47号線他）				
工期	契約日の翌日から令和 8年 9月30日まで				
事業課(所)名	すまいまちづくり課	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 都市計画局

チェック欄
<input type="checkbox"/>

工事概要

工事延長				m	141.5
プレキャストL形側溝	m	89.5	雨水柵	箇所	3
雨水柵蓋改修	箇所	3	アスファルト舗装	m2	47.1

施工理由

本工事は、団地再生事業を進めている壬生東市営住宅地区において、開発行為に伴う道路拡幅工事を実施するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

## 積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年3月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年3月	
基 準 適 用 年 月	2026年3月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
現場環境改善費（率計上）		
市 街 地 補 正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主 たる 工 種	04:道路改良工事	
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	一般交通影響有り（2）－2	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

## 見積り参考資料

本積算に採用した見積り歩掛は以下のとおりである。

なお、境界点復元測量費（直接測量費＋間接測量費）については、技術管理費に計上し、全ての間接費の対象としない。

### 【境界点復元測量費】

#### （１）直接測量費

業務内容	設計数量	見積り歩掛条件	測量技師	測量技師補	測量助手	機械経费率 ※1	材料费率 ※1	精度管理费率 ※2
境界点設置測量	10点	20点当たり	0.80	0.80	0.80	3.0%	3.0%	7.0%
点間検測	10点	20点当たり	0.35	0.35	0.35	3.0%	3.0%	7.0%
計算・整理	一式	一式当たり	0.30	1.00	0.50	3.0%	—	—

※1 直接人件費に対する割合

※2 直接人件費、機械経費に対する割合

#### （２）間接測量費

諸経費： 直接測量費×諸経费率 95.8%

# 設計内訳書 (本01)

工事名	道路整備工事 (西ノ京経47号線他)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
舗装工		式	1				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断	舗装版種別:アスファルト舗装版,アスファルト舗装版厚:15cm以下	m	98				
舗装版破碎	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装版厚:9cm	m2	47				
殻運搬	殻種別:舗装版破碎	m3	4				
殻処分	殻種別:アスファルト殻	m3	4				
道路修繕		式	1				
排水構造物工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り	土質:土砂	m3	2				
埋戻し	土質区分:土砂,土質:現地発生土	m3	2				
側溝工		式	1				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	道路整備工事 (西ノ京経47号線他)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
プレキャストL形側溝 (一般部)	側溝規格:各種	m	58				
プレキャストL形側溝 (切下げ部)	側溝規格:各種	m	28				
プレキャストL形側溝 (段差部)	側溝規格:各種	m	4				
L形側溝基礎コンクリート	18-8-40(高炉), t=6cm	m	90				コンクリート:小型・人力, 型枠:一般・均し
均しコンクリート (土間コンクリート)	コンクリート規格:18-8-25(高炉), 敷厚:5cm	m2	10				無筋・鉄筋構造物, 人力打設
集水桝・マンホール工		式	1				
雨水桝		箇所	3				
雨水桝蓋改修	コンクリート削孔含む	箇所	3				
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
構造物とりこわし (L形街渠ブロック撤去)		m3	3				
コンクリート構造物取壊し (L形側溝基礎コンクリート)	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	2				
コンクリート構造物取壊し (雨水桝・雨水桝蓋改修)	構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	2				

# 設計内訳書 (本01)

工事名	道路整備工事 (西ノ京経47号線他)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	4				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				L形街渠ブロック
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	4				
殻処分	殻種別:二次製品 (L形街渠ブロック)	m3	3				
舗装		式	1				
舗装工		式	1				
舗装準備工		式	1				
不陸整正	補足材:無し	m2	47				
アスファルト舗装工		式	1				
基層(車道・路肩部)	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	47				
表層(車道・路肩部)	材料種類:再生密粒度アスコン(13), 舗装厚:40mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	47				
仮設工		式	1				

# 設計内訳書（本01）

工事名	道路整備工事（西ノ京経47号線他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 舗装	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員		人日	48				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
境界点復元測量費		式	1				内 1号 全ての間接費の対 象としない
現場環境改善費		式	1				
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				



# 一式当り内訳書

単価使用年月	2026.03
歩掛適用年月	2026.03
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 1号	境界点復元測量費							
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
境界点復元測量費		式	1					
合計								

## 特記仕様書（個別工事編）

工事名 道路整備工事（西ノ京経47号線他）  
工事場所 京都市中京区西ノ京北小路町地内

### 1 一般事項

#### 第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、「土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）※」※及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）※」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」  
⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

#### 第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

#### 第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

#### 第4条（ウィークリースタンスの実施）

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せは Web 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、工事の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

#### 第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

## 2 現場条件に関する事項

#### 第6条（現場条件）

本工事は、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 市営住宅や学校を始めとした、人や車の往来が多い施設に隣接した場所における施工であるため、歩行者や車両の安全に十分配慮した施工計画を立てること。
- 2 資機材の整理整頓を心掛け、作業時間外においても住民を含む一般の方々が資機材に接触する等の危険がないよう養生を行うこと。
- 3 工事作業による舗装片や小石等の飛散による、人や車両への危険がないよう、丁寧な作業を心掛けるとともに、日々、施工後には道路清掃を行う等、安全かつ衛生的な現場環境を保全に努めること。
- 4 隣接敷地において、令和8年8月から住棟の建築工事が開始される予定であるため、安全に手戻りのない工事を進めるため、連絡を密にすること。

#### 第7条（開発行為に係る検査）

本工事は、壬生東市営住宅の再整備事業に係る開発行為に伴う道路拡幅工事が、一部含まれている。当該開発行為に係る部分検査が令和8年7月末頃に予定されていることから、当該検査に関わる箇所（計画平面図参照）については、令和8年7月末を目処に施工を完了すること。

#### 第8条（施工時間）

施工における標準的な作業時間帯は、8：30～17：30（準備跡片付け含む）とする。ただし、住民、管理者等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第9条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打

合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
工事箇所	1～2名	交通誘導警備員B 1～2名	昼間	無

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第10条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料製品	備考
アスファルト合材	「品質管理基準及び規格値」 各材料につき1回実施
生コンクリート	
コンクリート二次製品	
グレーチング柵蓋	

#### 第11条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

#### 第12条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）  
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細別	確認項目
集水柵・マンホール工	雨水柵	設置位置、寸法、取付管接続状況など

## 4 建設副産物に関する事項

### 第13条（建設副産物の適正処理）

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

#### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
アスファルト塊 (掘削)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路松林町18番地	設計運搬距離 L=12.4km
コンクリート殻	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字粽谷37番	設計運搬距離 L=31.0km
二次製品 (L形側溝)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区下鳥羽上向島町87-12	設計運搬距離 L=8.2km

#### 2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

### 第14条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和7年6月1日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

## 分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥その他( )	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

## 5 その他事項

### 第15条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の14日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の7日前までに提出すること。

### 第16条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

## 第17条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

### 2 実施内容

#### （1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### （2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### （3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

#### （4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

## 第18条（境界点復元測量の実施）

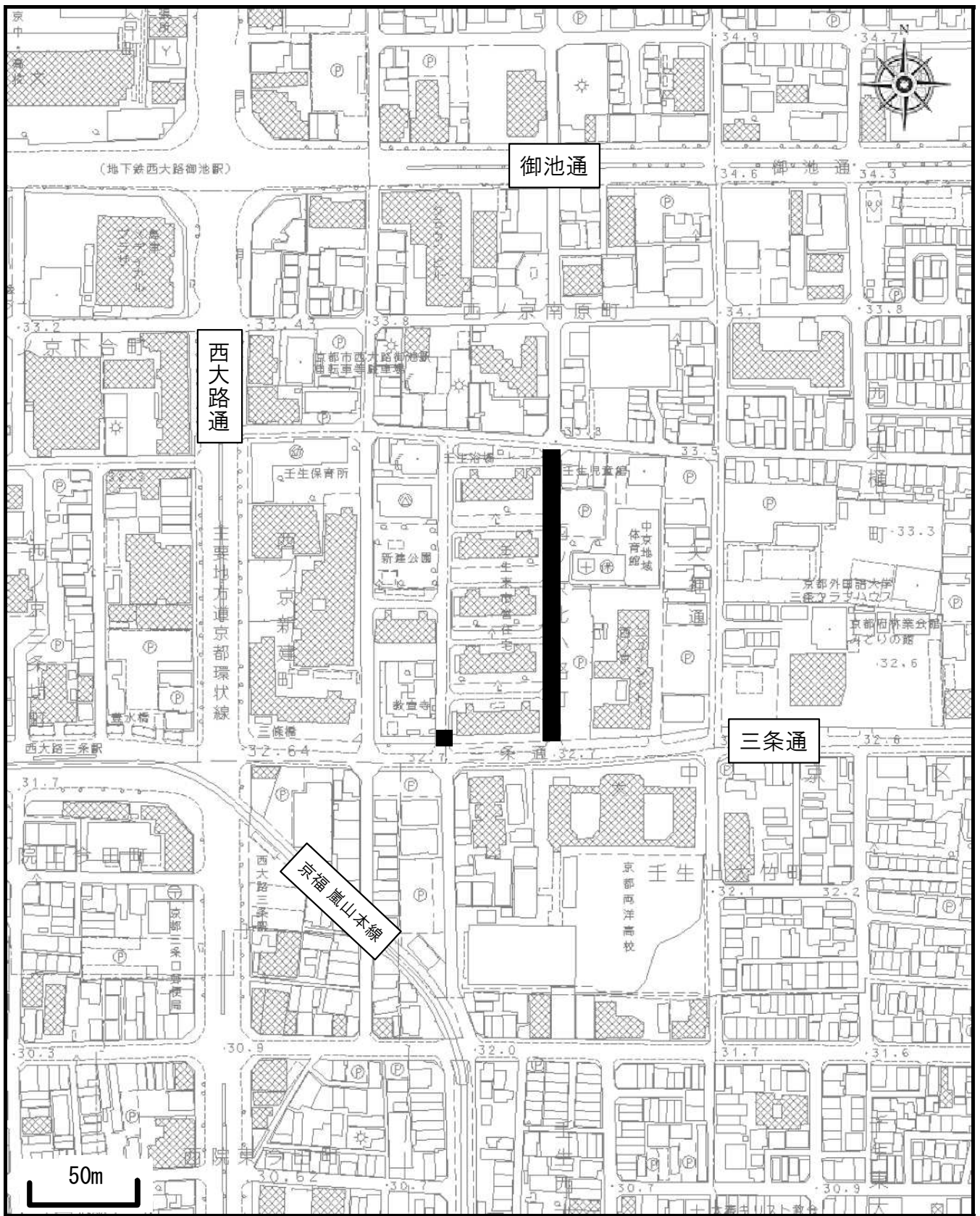
本工事の現地着手に先立ち、監督員が指示する用地境界点（10点）について現地における位置を測量により確認する。

現地で確認した境界点位置については、監督員の立会、確認のうえ、監督員の指示に従い施工及び出来形図面に反映すること。なお、用地境界点の座標については、契約後に監督員から指示する。

実施内容は以下の通りとする。

- ・境界点設置測量 10点
- ・点間検測 10点
- ・計算・整理 一式

# 工事施工箇所



■ 本工事施工箇所